

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年5月2日認可した。

平成20年5月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下鴨池2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湊元池地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砂又地区
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）桑崎農道地区
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野水路地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原地区